



事務連絡
令和 2 年 2 月 20 日

地方厚生（支）局 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

民法改正に伴う企業年金関係の取扱いについて

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号。以下「民法改正法」という。）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号。以下「民法整備法」という。）が本年 4 月 1 日に施行されることとなり、企業年金関係の取扱いについて下記のとおりとしたので、貴管下の事業主及び基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

第 1 「確定給付企業年金規約例」の改正について

民法改正法により、消滅時効等に関する民法の見直しが行われるため、「確定給付企業年金規約例」を別紙 1 のとおり改正し、民法改正法の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）より適用する。

第 2 存続厚生年金基金の規約の改正例について

民法整備法により、別紙 2 のとおり公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「健全化法」という。）の改正が行われ、本年 4 月 1 日に施行されるため、存続厚生年金基金の規約の改正例を別紙 3 のとおり示す。

この場合において、健全化法による改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 115 条第 2 項により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認可を要しないが、同法第 115 条第 3 項により届出を行う必要があるので、貴管下の厚生年金基金の指導について、遺漏のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例
新旧対照表

新		日	
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)		確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)	
規約型確定給付企業年金規約例 (略)	企業年金基金規約例 (略)	規約型確定給付企業年金規約例 (略)	企業年金基金規約例 (略)
(時効) 第18条 受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。	(時効) 第54条 (同左)	○ 確定給付企業年金法令に受給権の消滅時効に関する規定がない以上、当然に一般法たる民法の規定が適用されるが、入念的に規定するもの。	○ 年金給付の受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。
留意事項 (略)	留意事項 (略)	留意事項 (略)	留意事項 (略)
規約型確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)	企業年金基金規約例 (略)	規約型確定給付企業年金規約例 第18条 受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。	規約型確定給付企業年金規約例 第54条 (同左)
趣旨 (略)	趣旨 (略)	趣旨 (略)	趣旨 (略)
新	日	新	日

		<p><u>0年間行使しないとき</u>に、 消滅すること (民法第168条第1項)。</p> <p>○ 年金の受給権のうち支分権及び一時金給付の受給権は、債権者がこれら各債権を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき又はこれら各債権行使することができる時から10年間行使しないとき(に、順次消滅していくこと(民法第166条))。</p>	<p>こと(民法第168条第1項)。</p> <p>○ 年金の受給権のうち支分権は、定期給付債権であるため、それぞれの支払日から5年を経過したときに、順次消滅していくこと(民法第169条)。</p> <p>○ 一時金給付</p>
--	--	--	--

○
裁定の請求
前であって
も、受給権を
取得している
以上、当然に
消滅時効は進
行すること。

(削る)

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

改 正 案

(時効)

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

現 行

(時効)

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

		附 則	改 正 後
		附 則	改 正 前
一項	改正前厚生年金保険法第百七十七条第一項	(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等) 第五条 (略)	(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等) 第五条 (同上)
二年	解散した	(略)	(略)
年 とができる時から二	これらを行使する二	第百四十五条第一項 又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した	第百四十五条第一項 又は平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した
(新設)	(新設)	改正前厚生年金保険法第百四十六条第二、第三項及び に第百四十八条第一項、第三項及び 第四項	改正前厚生年金保険法第百四十六条第二、第三項及び に第百四十八条第一項、第三項及び 第四項
(新設)	(新設)	解散した	解散した

改正前厚生年金保 三項	改正前厚生年金保 險法第百七十条第		五年を経過したとき
基金又は連合会	断 わらず、時効中 条の規定にかか 民法第百五十三		その支給すべき事由 が生じた日から五年 を経過したとき、当 該年金たる給付を受 ける権利に基づき支 払期月ごとに支払う ものとされる年金た る給付の支給を受け る権利は、当該日の 属する月の翌月以降 に到来する当該年金 たる給付の支給に係 る支払期月の翌月の 初日から五年を経過 したとき
基金又は連合会	時効の更新		
改正前厚生年金保	(新設)		
基金又は連合会	(新設)		(新設)
基金又は連合会	(新設)		(新設)

3 ・ 4	(略)	の二 及び第百七十二条 険法第百七十二条
	(略)	
	(略)	

3 ・ 4	(同上)	の二 及び第百七十三条 険法第百七十三条
	(同上)	
	(同上)	

厚生年金基金規約の改正例

		改正前	改正後
(時効)		(時効)	
第〇条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、 <u>これらを行使することができる時から二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金たる給付の支給に係る支払期月の翌月の初日から五年を経過したときは、時効によって消滅する。</u>	第〇条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、 <u>二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって消滅する。</u>	2 第一種退職年金及び第二種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。 3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第百四十一條第一項において準用する法第八十六条第一項の規定による督促は、 <u>時効の更新の効力を有する。</u>	2 第一種退職年金及び第二種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。 3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第百四十一條第一項において準用する法第八十六条第一項の規定による督促は、 <u>民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</u>
附則 (施行期日)	第1条 この規約は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (時効に関する経過措置)	第2条 施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、なお従前の例による。 2 施行日前に時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。	